

外国成績・資格評価 (Foreign Credential Evaluation) システムと留学生の入学審査

一橋大学 国際戦略本部 准教授 太田 浩

中央教育審議会大学分科会留学生特別委員会での「留学生三〇万人計画」の審議が進むにつれ、その骨子もかなり固まりつつあるようだが、ひとつ腑に落ちない点がある。それは、骨子案に外国成績・資格評価 (Foreign Credential Evaluation) システム (以下、「FCE」とする) について、全く触れられていないことである。FCEは渡日前入学許可を推進し、受入れ留学生の量的拡大と多様化、そして質的向上においても重要な役割を果たす。しかも、大学教員の採用・昇格審査を強化することにより、高等教育の質保証にも貢献する。さらに、高度人材の受入れ (移民受入れ) においても、受入れられる移民とその家族の学歴や資格に関する評価プロセスが向上することにより、日本社会 (就職・就学) へのスムーズな接続を促進する。加えて、留学生を含む日本の高等教育で学んだ人々が、海外留学をしたり、海外で就職する際に、日本の学位や資格に関する海外での適正な評価 (認証) を促すという働きもある。本稿は、こ

のFCEについて、米国の事例に触れながら、その意義や仕組みと日本での導入の効果について、留学生の入学審査を中心に論じてみたい。

1 FCEの定義と意義

FCEとは、外国で発行された成績証明書、学位・卒業証明書、各種資格証明書等について、その所持者を受入れようとする国の大学や評価機関において、当該国の教育制度や資格制度の下では、どの段階や評定 (学業成績の場合) にあたるか (接続性)、あるいはどの資格と同等であるか (同等性) を評価することである。また、その評価においては、受理したそれら各種証明書が真正なものであるかどうかを審査する。Davis (二〇〇四) によると、FCEは勉学的な資格評価 (Academic Recognition/Evaluation) と専門的職業の資格評価 (Professional Recognition/Evaluation) に大別される。勉学的な資格評価は、大学等

への入学及び編入学の審査において、当該志願者が母国で取得した成績証明書や学位・卒業証明書が受入れ国の制度でも同様な資格として (同等の学習成果として)、認定されるか (部分的な認定も含む) を判断するときに活用される。専門的職業の資格評価は、母国で取得した専門的職業の資格を受入れ国の制度下に照らし合わせた場合、同様の職業に従事できるものと認められるかどうか (または受入れ国で当該資格試験の受験資格を付与できるか) を審査する際に使われるものである。いずれにせよ、FCEの究極的な目的は、国内で教育・訓練を受けた志願者と国外で教育・訓練を受けた志願者を比較可能なものとし、人材の質の確保に寄与するところにある。なぜ、ある国で発行された学業成績や資格に関する証明書を別の国で、その真偽も含めて同等性や接続性を評価する必要があるのだろうか。それは、海外留学・移住が活発になり、国境を越える人々の流動性が高まると、移動する人に付随して、当該個人がそれまで

留学生数の拡大に向けての新たな取組

に取得した学業や職業に関する資格及び証明書も移動することになる。よって、移動先(受入れ先)の国では、それらの資格や証明書を適正に評価し、受入れられた人の実績、技能が教育機関や雇用先で正當に取り扱われる必要があるという前提に基づく。その必要性を強く認識し、FCEが既に普及しているのは、伝統的な移民国家や留学生受入れに歴史のある国々であり(北米、豪州、西欧各国)、それらの国々において、FCEは極めて現実的な必要性から発展してきたといえる。また、ディグリー・ミルやディプロマ・ミル、そして各種証明書の偽造業者が、ITを活用して跋扈している現状の下、そのような不正を取り締まるという点からもFCEの意義と需要は高まっている。

2 米国の事例

移民大国である米国は、仕事や新しい生活を求めて移住を希望する多くの人々を受入れてきた。さらに、質量ともに世界一と見なされるその高等教育システムがハイレベルの勉強や研究の機会を求める人々を魅了し、外国人留学生・研究者の受入れ数においても世界一の座を占めてきた。グローバル化を背景として、知識集約型経済の進展とともに、国際労働市場が形成され、高等教育の需要は国境を越えて急伸し続けている。それに呼応するように先進国を中心に高等教育のユニバーサル化、産業化、国際化が急速に進み、国際的な学生市場(留学生市場)と留学生ビジネスが出現した。この潮流の中で、米国の高等教育は、その伝統的な特徴である標準化された

システム、高い融通性と開放性ならびに高い接続性・流動性(編入学の一般化が一例)を最大限に活かし、国際的な比較優位性をさらに向上させたと言える。その優位性は、国外からの大量の留学希望者を誘引しているが、留学志願者に対する入学及び在留資格審査システムにおいても、米国はTOEFLの開発とその世界規模での実施、語学力、学力、経済力を軸とする書類審査のみによる可否判定、在留資格認定証明書と査証の発給ならびに大学と移民局の連携による在留管理制度(SEVIS: Student and Exchange Visitor Information System)等を通して、先進的な取組みを行い、留学生受入れシステムの国際標準モデルを構築したといっても過言ではない。その一例として、FCEが挙げられる。

米国には教育を管轄する中央省庁(連邦政府機関)が存在しない。そのため、FCEは主として、民間主導の下、高等教育機関のAdmissions Office(以下、「AO」とする)、雇用者、各州の専門的な職業にかかわる免許・資格授与機関及び民間の専門的な評価機関に委ねられ、これら関係機関の連携によって発展してきた。米国以外の地域では、民間の専門的な評価機関ではなく、政府系機関がFCEを担っているケースがほとんどである。

大学、雇用者及び免許・資格授与機関が行うFCEは、評価結果を組織内部で活用することから「内部評価」と呼ばれ、大学を例にとると、卒業証明書による志願者の出願資格と入学許可の適格性及び成績証明書による入学(編入学)年次の配置、さらに提出された証明書等の真偽を審査するために行われる。大学は、学位や卒業資格の同等性を評価する

ために、汎用性の高い「一般的な基準」、そして志願者個々の学力面での能力や資質を評価するために各大学が独自に定める「機関個別基準」の二つを用いて、FCEを行う。一方、民間の外部評価機関が行うFCEは「外部評価」と呼ばれ、大学等の志願者の依頼によって評価が行われ、評価結果は、その後、評価依頼者(志願者)の必要に応じて、多目的に使用されることが可能である。評価機関は、学業成績や学位・資格等の証明書の機能(個人のどのような能力や実績を示そうとしているか)と、それを米国の一般的なシステムに照合した場合の教育段階や評定を評価し、かつそれら証明書の真偽を判定するために「一般的な基準」のみを用いる。言い換えると、外部評価は、各種証明書に記述されている事項に基づき、あくまで、その段階的な面と機能的な面での同等性や接続性を査定するものである。よって、評価結果は当該証明書所有者の専門的な技能や能力そのものの証拠を示すものではなく、また、当該証明書所有者が望む入学許可や免許(受験資格取得、あるいは企業等での雇用を保証するものでもない)。

FCEの評価機関として、北米で最大の実績を挙げているのが、World Education Services (WES)である。WESはNPOであり、一〇名強の職員を抱え、そのうち約半分がEvaluatorと呼ばれるFCEを現場で担当する評価スタッフである。この評価スタッフは、三〇カ国以上の多様な言語的、文化的背景を持った職員によって構成されており、五〇言語への対応が可能となっている。FCE業務だけでなく、FCEにかかわりの

深い世界各国の教育制度に関する調査研究とデータベースの構築、大学のAOに従事する教職員向けの研修として、FCEや留学生募集活動に関するワークショップなども定期的に開催している。また、WESはFCEに関連する最新の情報を定期的に提供するために、WENR (World Education News & Reviews) と呼ばれる隔月発行の電子ニュースレターを無料で希望者に配信したり、諸外国の教育制度に関する基本的な情報と学業成績証明書に記載されている評点を米国の一般的な基準に変換するための評点コンバーター等、独自データベースの一部を登録者に無料で開放するなど、NPOとしての役割を意識した活動も行っている。さらに、NACES (National Association of Credential Evaluation Services) という有力な評価機関によって構成されている業界団体の設立メンバーとして、FCEのための自主的なガイドラインや業界の倫理規定制定に寄与するなど、業界全体のレベルアップ、認知度向上にも貢献している。

3 日本への示唆(留学生の入学審査と教育の質保証)

日本より留学生数の多い国々と日本との留学生入学審査において、際立った違いは何かと聞かれれば、それはFCEへの取組みと違って間違いないであろう。志願者の学力や日本語能力については、日本留学試験と各大学で実施される外国人留学生入試の双方の結果に、そして学歴等を証明する書類の真偽と正当性については、在留資格認定に係わる日本語学校及び入国管理局における審査に依存しているのが実情である。入試が課せられる

限り、志願者は来日しなければならず、その負担は大きい。先に挙げた留学生受入れ先進国では、「書類審査のみ」による入学選考が一般的であり、出自国における成績証明書を含む学歴に関する証明書、出自国で受験した語学能力試験等のスコア、そして財政能力証明書、これら三つの書類の審査が、志願者の合否判定の大きな要素となっている。しかも、北米のように、そもそも国内学生の流動性が高いところでは、志願者の学習歴・履修歴を精査し、二年次や三年次からの編入学、あるいはたとえ少ない単位数であっても、それを認定した上で一年次からの入学というような、過去の勉学の成果や実績を適正に反映させた形でのプレースメントが行われている。労力をかけてでも、このような入学審査を行っている背景には、米国が高度に発達した学歴・資格社会であることや、あらゆる成果を適正に評価する文化が定着していることなどが挙げられる。

日本留学試験が導入され、「書類審査のみによる渡日前入学許可」が文部科学省やJASSOによって奨励されているにも関わらず、それが広く普及していない現状、また母国の大学等中途退学したり、短期大学を卒業した留学生志願者に対する編入学、あるいは単位認定をした上での入学が一般化しない大きな要因は、FCEの不在にある。留学生三〇万人計画を達成するためには、留学生の入学選考を入試偏重から書類審査のみにシフトさせ、世界中の留学希望者が志願しやすい制度を作ることが不可欠である。書類審査のみを中心とした日本留学の入り口の多様化は、留学生の量的拡大と出自国の多様化を促進する。

その書類審査の質を向上させるために、FCEシステムの整備は欠かせないものである。これは、日本留学希望者の過去の学業成果が適正に評価されることにより、質の高い留学生の受入れにつながるという大学のメリットだけでなく、留学生にとっても母国での学業の実績によって、日本での入学時における接続性を高め、効率よく学位取得ができるというメリットをもたらす。

日本は、FCEへの取組みが遅れているために、留学生募集だけでなく、教員の採用・昇格審査においても、質の伴わない者(ディプロマ・ミル等)による賈物の学位を持つ者へのチェック機能欠如という状況を招いている。最近になって、小島(二〇〇七)の広範囲にわたる調査で、日本におけるディプロマ・ミルの侵食分野とルートがかなり明らかになってきている。文科省も二〇〇七年、海外の真正でない学位が教員の人事や広報に使用されたケースについて実態調査を行い、一〇六大学、一一五名(延べ人数)の不正が明らかになった。今やディプロマ・ミルは、世界中に跋扈し、手口も巧妙になって来ている。例えば、米国では university や college という名称を団体や組織が使用するための法的規制がなく、しかも大学のアクレディテーションを行うのは、民間の業界団体であるために、ディプロマ・ミルが自らアクレディテーション団体を創設することも多い。これに対して、国際的な大学教育と学位の質保証問題として、各国が連携して対処する動きがあるが、日本には肝心のFCEを担う機関がない。UNESCOは、各国において認定された高等教育機関のリストやFCE機関等を掲載する「高

留学生数の拡大に向けての新たな取組

等教育機関に関する情報ポータル」を構築したが、日本に関する情報は未だ不十分である。

海外の偽学位をもって大学に採用され、かつ昇進するような教員が存在し、さらにはその偽学位の所持が大学のウェブサイトで等々広報されているようなことが続けば、日本の高等教育に対する世界的な不信につながりかねない。しかるに、政府と高等教育機関が一体となって、FCEへ取組むことは、日本の留学生に対する入学審査制度を国際標準なものとするだけでなく、高等教育の質（それを支える教員の質）を高めるためにも喫緊の課題といえる。ただし、日本の高等教育制度を勘案すれば、米国のような民間主導型のFCEは馴染まないと思われる。世界各国の教育制度や成績・資格証明書に関する研究とそのデータベース化、ならびに外国人留学生受入れ促進に関する施策と実務という二つの柱を考慮しながら、政府系機関と高等教育機関の連携による日本型FCEシステムの確立へ向けて政府のイニシアティブが望まれる。また、日本でFCAの需要と発展を定着させるためには、いわゆる海外からの高度人材の獲得政策や移民政策と連動させなければならぬと考える。

【参考文献】

Assefa, Mariam, 2006, *International Credential Evaluation in the U.S.*, New York: World Education Services.
 Divis, Jindra, 2004, *The International Labour Market: Professional Recognition of Qualifications*, (<http://www.bologna-bergen2005.no/EN/BoLsem/Seminars/041203-04Riga/01203-04-Haaksmann.pdf>, July 20, 2008)

小島茂、二〇〇七、『学歴汚染—日本型学位商法の衝撃—』展望社

National Association of Credential Evaluation Services, 2007, *About NACES*, (<http://www.naces.org/aboutnaces.htm>, July 20, 2008)

U.S. Department of Education, 2008, *Recognition of Foreign Qualifications*, Washington DC: U.S. Department of Education. (<http://www.ed.gov/about/offices/list/ous/international/usnei/us/edlite-visitus-forreog.html>, July 20, 2008)

〈注〉

1 中央教育審議会大学分科会留学生特別委員会「留学生30万人計画の骨子」取りまとめの考え方に基づく具体的方策の検討」を参照のこと。 (http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo4/gijiroku/020/08062407/001.pdf)

2 直訳すると「学位工場、証書工場。大学と称しているが、実際にはアフクレディテーションを受けておひま、著しく低い教育水準で（募集した学生が、ほとんどの）または全く就学せずとも（金銭を引き換えに不正な高等教育の学位を授与する）ような組織・団体を指す。その活動は学位商法とも呼ばれる。

3 FCEに携わる民間の専門的評価機関は、全米に二〇〇〇を超える三〇〇とも言われているが、正確な実数は把握されていない。

4 大学や雇用者等受入れ機関や免許・資格授与機関からの依頼にもなる場合もあるが、数々については少ない。それは、受入れ機関が外部機関に評価を依頼する際、その費用負担をどうにかし

いう問題が起きるだけでなく、評価結果が大学や雇用者のもものとなってしまいうからである。一般的には、受入れ機関が志願者に評価機関を紹介し、志願者が評価機関に評価を依頼し、併せてその費用を負担する。この場合、評価結果は志願者自身のものとなり、その後も他の大学や雇用者へ入願した際に、評価機関へ評価結果の送付を依頼できる。

5 二〇〇五年、WESのFCEの総依頼件数は、一五〇力国から五万件にのぼり、評価結果については、米国とカナダを合わせ、一〇万件のレポートを二〇〇機関（大学、免許・資格授与機関、雇用者等）に提供した。

6 テータベースには、二〇〇以上の国と地域に関する教育制度、四五〇〇〇の教育機関、一九〇〇〇種類の学業成績、卒業に関する証明書類、一五〇〇件の成績評価基準と評点に関する情報が記録されている。

7 WENRについては、次のサイトを参照のこと。 <http://www.wes.org/ewenr/07may/index.asp>

8 各国教育制度の概要については、次のサイトを参照のこと。 http://www.wes.org/wes_tools/profile.asp

9 評点コンバーターについては、次のサイトを参照のこと。 <http://www.wes.org/gradeconversionguide/index.asp>

10 小島の学歴汚染に関するサイトのフロントページに最新情報や研究成果が掲載されている。 <http://degreekill.exblog.jp/>

11 このポータルについては、次のサイトを参照のこと。 <http://www.unesco.org/education/portal/hed-institutions>